

(仮称)新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限等に関する条例の制定 に向けたパブリック・コメントの実施について

国内外からの観光客など来街者が増加する中で、令和5年のハロウィン時期等において、歌舞伎町周辺に大勢の来街者が集まり、ごみの散乱などの事態を招いており、新宿駅周辺地区の状況の改善について、地元商店街振興組合からも要望が上がっている。

今後もハロウィン時期等の来街者の増加が予想されることから、新宿駅周辺地域において路上飲酒を制限し、並びに迷惑行為及び来街者の過度な集中による事故等を防止することにより、新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境を確保するために、「(仮称)新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限等に関する条例」(以下、「条例」という。)の制定に向けて、パブリック・コメントを実施し、広く区民から意見を求める。

記

1 条例制定の背景

国内外からの観光客など来街者が増加する中で、令和5年のハロウィン時期等において、歌舞伎町周辺に大勢の来街者が集まり、大きな混乱はなかったものの、ごみが至る所に散乱するなどの事態を招いた。

今後もハロウィン時期等の来街者の増加が予想されるため、事故等の防止に向けた対応が必要となる。

また、シネシティ広場においては、座り込んで飲酒をするなどの問題行動を起こす来街者がおり、他の来街者とのトラブルとなることも多く、不安が広がっている。

地元商店街振興組合からも、路上飲酒による通行の妨げのみならず、ごみ散乱や騒音などの行為について看過できない状況であり、「歩きたくなる街づくり」や「安心安全な街づくり」に向けた取り組みを実現するよう、要望書が提出されている。

2 条例制定の目的

新宿駅周辺地域において路上飲酒を制限し、並びに迷惑行為及び来街者の過度な集中による事故等を防止することにより、新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境を確保することを目的とする。

3 条例の概要(別紙1-1,1-2)

(1) 各主体の責務

ア 区の責務

関係行政機関及び関係団体と協力体制を確立するとともに、来街者に対するマナーの向上、事業者に対する意識啓発等この条例の目的を達成するために必要な施策を推進

関係行政機関及び関係団体と協議の場を設け、施策に反映

イ 来街者の責務

関係法令を遵守し、マナーの向上及びこの条例の目的を達成するための区の施策への協力

ウ 事業者の責務

区が実施する酒類の販売自粛等の施策への協力

(2) 路上飲酒の制限

期間を限定して、路上飲酒を禁止するとともに、期間中は酒類販売店舗に対し販売の自粛を要請する。

ア 期間

(ア) ハロウィン時期（10/31 前後）

(イ) その他、区長が特に必要と認める期間

イ 禁止区域

新宿駅周辺地域のうち、区規則で定める区域内 ※別紙 1-2 地図参照

(3) 指導

区長は、路上飲酒をしていると認められる者に対して、路上飲酒を中止するよう指導することができる。

(4) 迷惑行為の禁止

来街者及び事業者は、法令に定めのあるもののほか、新宿駅周辺地域の公共の場所において、迷惑行為をしてはならない。

4 パブリック・コメントの実施（別紙 2）

(1) 実施期間

令和 6 年 3 月 5 日（火）から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

(2) 意見書の提出方法

3 月 5 日号の広報新宿及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、区ホームページ及び危機管理課窓口で受付

(3) 閲覧場所等

以下の場所で閲覧に供するとともに、区ホームページで公表する。

危機管理課、防災センター、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館

5 今後のスケジュール

3 月 5 日（火）～3 月 29 日（金）	パブリック・コメントの実施
3 月 14 日（木）	防災等安全対策特別委員会へ報告 （条例の制定及びパブリック・コメントの実施）
4 月 24 日（水）	調整会議（パブリック・コメントの実施結果）
5 月 2 日（木）	政策経営会議（同上）
5 月 21 日（火）	防災等安全対策特別委員会へ報告（同上）
6 月	第 2 回定例会へ条例（案）を議案として提出
7 月	条例の公布予定
7 月	条例の施行予定